

議案第 号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更に関して次のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）5月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

第4条中「神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内」を「兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改める。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。

議案第 号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

兵庫県市町村職員退職手当組合理約(昭和30年兵庫県告示第197号の12)新旧対照表

現行	改正案
(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、 <u>神戸市中央区下山手 通4丁目16番3号、兵庫県民会館内</u> _____に置く。	(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、 <u>兵庫県神戸市中央区 東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランド センタービル内</u> に置く。

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約要綱

1 改正理由

兵庫県市町村職員退職手当組合の事務所の移転に伴い、組合の事務所の位置を変更するため、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する。

2 改正内容

兵庫県市町村職員退職手当組合の事務所の位置を「兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に変更する。

3 附則事項

この規約は、令和6年7月1日から施行する。

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 （略）

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。